

山梨県公報

第千九百九十一号

平成十三年

五月十四日

月 曜 日

目 次

告示	平成十三年度自衛官の募集	二八五
訓令	土地改良事業施行認可申請の適当決定	二八六
訓令	山梨県オウム真理教対策本部規程を廃止する訓令	二八六
訓令	県民生活安定緊急対策本部規程を廃止する訓令	二八六
公告	果樹農業振興計画の概要	二八六
その他	あつせん員候補の告示	二八七

告 示

山梨県告示第二百七十号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、二等陸士として採用する陸上自衛官、二等海士として採用する海上自衛官及び二等空士として採用する航空自衛官の平成十三年度男子の募集期間及び採用試験の試験期日等を次のとおり告示する。

平成十三年五月十四日

山梨県知事 天 野 建

一 採用予定数

- 1 平成十三年七月採用(陸・海・空自衛官 若干名)
 - 2 平成十三年十月採用(陸・海・空自衛官 若干名)
 - 3 平成十四年三・四月採用(陸・海・空自衛官 約二十五名)
- 二 募集期間

- 1 平成十三年七月採用 平成十三年五月七日(月)から六月一日(金)まで
- 2 平成十三年十月採用及び平成十四年三・四月採用 平成十三年八月六日(月)か

三 受付場所
ら九月七日(金)まで

甲府市北新一丁目七番九号 自衛隊山梨地方連絡部本部
 甲府市丸の内二丁目十四番十三号 自衛隊山梨地方連絡部甲府募集案内所
 大月市御太刀二丁目八番十号 自衛隊山梨地方連絡部大月募集事務所
 西八代郡三珠町上野六百十三番地 自衛隊山梨地方連絡部三珠分駐所

四 試験期日

- 1 平成十三年七月採用 平成十三年六月四日(月)午前九時から午後五時まで
- 2 平成十三年十月採用及び平成十四年三・四月採用 平成十三年九月十七日(月)午前九時から午後五時まで又は同年九月十八日(火)午前九時から午後五時までのうちいずれか一日を指定し、志願者に通知する。

五 試験場

南都留郡忍野村忍草三千九十三番地 自衛隊北富士駐屯地

六 応募資格

- 1 日本国籍を有し、採用予定月の一日現在で十八歳以上二十七歳未満の男子
- 2 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有する者
- 3 次に掲げる欠格事由に該当しない者

一 成年被後見人又は被保佐人(民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた準禁治産者を含む。)

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

七 試験科目

- 1 中学校卒業程度の学力について行う筆記試験(国語、数学、社会及び作文)
- 2 身体検査
- 3 適性検査
- 4 口述試験

八 採用予定期日

採用予定人員数に基づき、試験合格者の中から決定した採用予定者に対して、受験

日から六月以内に通知する。

山梨県告示第二百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、勝沼町長から協議のあった土地改良事業（勝沼地区基盤整備促進事業）の施行について、当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成十三年五月十四日

山梨県知事 天野 建

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し、条例の写し

二 縦覧期間

平成十三年五月十五日から平成十三年六月十一日まで

三 縦覧場所

勝沼町役場

四 異議申出期間

平成十三年六月十二日から平成十三年六月二十六日まで

訓 令

山梨県訓令甲第十七号

山梨県オウム真理教対策本部規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十三年五月十四日

山梨県知事 天野 建

山梨県オウム真理教対策本部規程を廃止する訓令

山梨県オウム真理教対策本部規程（平成七年山梨県訓令甲第十号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山梨県訓令甲第十八号

県民生活安定緊急対策本部規程を廃止する訓令を次のように定める。

本 庁

平成十三年五月十四日

山梨県知事 天野 建

県民生活安定緊急対策本部規程を廃止する訓令

県民生活安定緊急対策本部規程（昭和四十八年山梨県訓令甲第二十号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

● 山梨県果樹農業振興計画の概要

果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第二条の三第一項の規定により、平成二十二年度を目標年度とする山梨県果樹農業振興計画書を定めたので、その概要を次のとおり公表する。

平成十三年五月十四日

山梨県知事 天野 建

一 果樹農業の振興に関する方針

果樹農業を取り巻く環境の大きな変化に適切に対処し、二十一世紀においても山梨県が果樹王国であり続けるため、果樹農業の多様な担い手の確保・育成、産地基盤の再編強化、省力化などによる経営の規模拡大、消費動向に即した果実の生産・販売、環境に配慮した果樹農業の展開を基本的な視点として、果樹農業振興に取り組むものとする。

1 主要果樹の生産維持・拡大

品目、品種の特性に応じた適地適産を基本として、生産基盤の整備や担い手の確保・育成などを図りながら、ぶどう、もも、すもも、おとうなど主要果樹の生産維持・拡大を図る。

2 果樹産地を支える担い手の確保・育成

認定農業者など中核的な担い手や新規就農者、退職帰農者等の確保・育成を図るとともに、女性や高齢者、兼業農家が一体となって産地を支えていくための取り組みを進める。

3 規模拡大や省力化につながる生産基盤の再編整備

樹園地の改良や機械の導入、省力栽培技術の確立・普及、労働力の確保など規模拡大が可能になる生産基盤の再編整備を推進する。

4 消費者・実需者のニーズに対応した果実生産

量販店や小売店及び製造業者等のニーズを的確に把握し、消費動向に沿った果実

- 生産を推進する。
- 5 流通形態の多様化に対応した販売の推進
農協が合併により大型化する中で、集出荷体制の整備や品質を保持するための流通施設の整備、観光型果樹農業への対応など、消費者ニーズや流通形態の多様化に的確に対応できる流通・販売の推進を図る。
また、産地の情報や果実の持つ機能性等を積極的にPRし、果実の消費拡大を図る。
 - 6 環境と調和した持続性の高い果樹農業の推進
生産性の維持や経営の安定を基本として、農業の持つ物質循環機能を活かし、土づくり等を通じて、化学肥料、農薬使用等による環境負荷の軽減に配慮し、安全な果実の生産、供給を推進する。
 - 二 栽培面積その他果実の生産の目標
 - 三 その区域の自然的経済的条件に応ずる近代的な果樹園経営の指標
 - 1 栽培に適する自然的条件
 - 2 近代的な果樹園経営の指標
 - 四 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項
 - 1 果樹園の土地基盤整備計画
 - 2 その他樹園地の基盤整備や流動化に関する事項
 - 五 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関する事項
 - 1 果実の流通の合理化の基本方針
 - 2 果実の用途別出荷量の見直し
 - 3 果実の出荷体制及び施設の整備方針
 - 4 出荷規格の改善等の方針
 - 六 果実加工の合理化に関する事項
 - 1 果実加工に関する基本的方針
 - 2 果実製品の生産
 - 3 原料供給目標
 - 4 加工原料用果実の取引の合理化
 - 七 広域濃密生産団地形成に関する方針
 - 1 広域濃密生産団地形成に関する基本的方針
 - 2 広域濃密生産団地の概要
 - 八 その他必要な事項

その他

山梨県地方労働委員会告示第一号

当委員会は、労働関係調整法施行令第四条及び労働委員会規則第六十八条の規定により、次のとおりあつせん員候補者を告示する。

平成十三年五月十四日

山梨県地方労働委員会

会長 丸山公夫

氏名 閱歴

丸山 公夫 弁護士 第二十八・二十九・三十・三十一・三十二・三十三期地方労働委員会委員

風間 徹 公認会計士 第二十九・三十・三十一・三十二・三十三期地方労働委員会委員

布川 玲子 山梨学院大学教授 第二十九・三十・三十一・三十二・三十三期地方労働委員会委員

八束 厚生 山梨大学助教授 第三十一・三十二・三十三期地方労働委員会委員

渡辺 和廣 弁護士 第三十二・三十三期地方労働委員会委員

渡辺 一彦 連合山梨事務局長 第三十・三十一・三十二・三十三期地方労働委員会委員

小尾 光治 連合山梨特別執行委員 第三十二・三十三期地方労働委員会委員

田中甲子男 連合山梨会長 第三十二・三十三期地方労働委員会委員

前田 俊典 富士急行労働組合特別執行委員 第三十二・三十三期地方労働委員会委員

正岡 晃 JAM山梨書記長 第二十九・三十・三十一・三十二・三十三期地方労働委員会委員

枝 康夫 山梨県経営者協会専務理事 第三十三期地方労働委員会委員

飯室 老雄 山梨日野自動車(株)代表取締役会長 第三十・三十一・三十二・三十三期地方労働委員会委員

小田切千冬 山梨県石油協同組合理事長 第三十三期地方労働委員会委員

武田 與信 (株)テノヨ武田代表取締役会長 第三十三期地方労働委員会委員

丸茂 紀彦 (株)マルモ代表取締役社長 第三十三期地方労働委員会委員

平山 豊造 地方労働委員会事務局次長

有泉 大 地方労働委員会事務局次長

小田切 功 地方労働委員会事務局副主幹

畑野 和哉 地方労働委員会事務局副主幹

市川 直人 地方労働委員会事務局副主幹

歌田日出男 商工労働観光部労働政策課長
塚越 孝信 商工労働観光部労働政策課長補佐
榎原 茂 商工労働観光部労働政策課副主幹
古屋 賢仁 峡中地域振興局企画振興部長
井上 東雄 峡東地域振興局企画振興部長
青柳 秋夫 峡南地域振興局企画振興部長
古明地博美 峡北地域振興局企画振興部長
平賀 久夫 富士北麓・東部地域振興局企画振興部長

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニ手印刷 甲府市北口二丁目六番